

第 5 3 号議案

足立区副区長定数条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 3 月 1 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区副区長定数条例

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 1 条第 2 項の規定に基づき、足立区の副区長の定数は、2 人とする。

付 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

副区長の定数を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。